

羽生交通安全だより

令和4年5月号
羽生警察署
交通課

自転車月間の実施

期間: 5月1日から5月31日までの1か月間

本年3月末現在、県内の自転車事故死者数は3人(前年同期マイナス5人)と減少傾向に転じているものの、令和3年中の自転車事故死者数は34人と全国最多であり、そのうち約9割に何らかの法令違反が認められます。

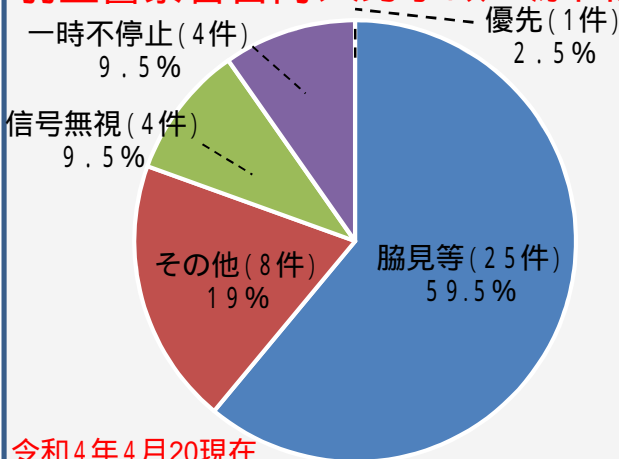
このため、自転車月間において、自転車の交通ルール周知とマナー向上を図るための活動を実施します。

羽生市内の本年4月20日までの人身事故は42件(前年比 - 12.5%)発生しており、自転車に関係する人身事故は8件でした。

事故形態は、交差点内の出会い頭事故が7件でした。交差点を進行する際には、一時停止し、前方左右の安全確認を確実に行ってください。



羽生警察署管内人身事故の原因別



令和4年4月20現在

歩行者も自転車も、「反射材」を身に付けて目立つ工夫をしましょう!

夜間、ライトをつけて走行している車のドライバーからは、明るい服装で約38メートル、黒っぽい服装では約26メートルまで近づかなければ見えません。一方で、反射材用品を身に付けている人は、ドライバーから約57メートル以上離れていても見えます。



交通の方法に関する教則が一部改正になりました

令和3年4月15日施行

横断するときは、手を上げて横断する意思を明確に表示
信号機のない道路での横断は、手を上げるなどして、運転者に横断の意思を明確に伝えることが歩行者の心得として盛り込まれました。



② 自転車乗車時は、全年齢ヘルメットの着用を推進

自転車乗用中の事故の被害を軽減するために、自転車のヘルメットを着用しましょう。



「KEEP38プロジェクト」推進中!!

道交法38条「歩行者優先義務」を守り模範運転を心掛けよう

